

Coons 議員等、特許権に基づく差止めに関する法案を上程

2024 年 8 月 6 日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、田畑

Chris Coons 議員（デラウェア州選出、民主党、上院知的財産小委員会の委員長）は、Tom Cotton 議員（アーカンソー州選出、共和党）と共に、7 月 30 日に、特許権に基づく差止めに関する法案¹を上院に上程した。また、同日に下院においても同様の法案が上程された。

この法案は、裁判所が最終判断として特許権の侵害を認めた場合に、侵害行為の差止めが認められるという反証可能な推定 (Rebuttable Presumption) を特許権者に与えるものである。

法案では、次のような背景事情が説明されている。

- 新技術に対して適切な特許権の保護を与えることがグローバルなイノベーションにおいて米国の競争優位性を確保するために不可欠である。
- 憲法は、科学と有用技術の進歩のために、発明者に対してその発明について排他権を認めている。
- 特許権者の許諾のない他者による特許発明の実施を妨げる権利は、特許権者がその発明の恩恵を一定期間得る上で基礎となるものである。
- 議会と裁判所は、衡平法上の救済である差止めにより、特許権を長年にわたり保護してきた。
- 特許権の侵害行為による回復不能な損害を考慮し、裁判所は歴史的に差止め命令を出してきたが、近年ではそのアプローチをやめている。
- 特許権の侵害行為が繰り返される場合に、差止めについて反証可能な推定を適用しない場合には次の点が懸念される。
 - (A) 特許権者が差止めを受ける能力が大幅に低下する
 - (B) 国際的な大企業による略奪的な侵害行為へのインセンティブになり、特に資力に乏しい特許権者に影響が出る

米国では、2006 年の eBay v. MercExchange 最高裁判決以降、特許権侵害訴訟において裁判所から差止め命令が出にくくなり、特許権者の権利が弱まっているという評価もある。

Coons 議員らは、過去に上程した法案²でも、特許権に基づく差止めを容易にするための提案を行っている。

(以上)

¹ Realizing Engineering, Science, and Technology Opportunities by Restoring Exclusive (RESTORE) Patent Rights Act of 2024

² STRONGER Patents Act of 2019 (未審議)